

## 全国自転車ネットワーク(仮称)設立へ 自転車DO!カフェ・京都で「宣言」

「自転車DO!カフェ」(京都1万人の自転車散歩バイシクルパーティー)が11月6日、京都市内の新風館で開かれました。雨模様にもかかわらず、多くの参加者が集まり、全国自転車ネットワーク(仮称)の設立をめざす「京都宣言2005」を採択しました。

「1万人散歩」「自転車の道にとってココが問題」「欧州の自転車レーン」のビデオが次々と放映され、日本の自転車走行空間の貧弱さが指摘されました。壇上では「この状況はマナー・モラル以前の問題」という声が出て、行政関係者からも「そうした自転車利用者の声を集めてぶつけて欲しい」という要請があるなど、官民の対話も見られ熱気に包まれていました。



### < 自転車市民・京都宣言2005 >

私たちは自転車を、もっと多くの方が、もっと幅広い目的に使う社会を望んでいます。そのためには、自転車ユーザーの行動をきちんとすることが大切です。行政や企業などには、そのユーザーの行動に応えることを期待しています。

具体的には自転車ユーザーは、歩行者に優しく、自動車に毅然と接し、ルールを守り、マナーを高め、モラルを先導する役割を担うことです。そして、行政および関係者は、自転車を交通手段として位置づけ、その走る場所、とめる場所を整える義務を実行することです。

私たちは、こうした理想を実現するために、つながり、語り合い、共有する場として、全国自転車ネットワーク(仮称)をつくることをめざします。最後に、自転車ユーザーは、自転車を使うことができない人がいることを認識し、全ての人に、やさしく、礼儀正しい「自転車市民」として行動することを誓います。



2005年11月6日

1万人の京都自転車散歩 /  
自転車DO!ミーティングin京都・参加者一同

広瀬さんのマナー向上標語 優秀賞に

シール化など活用を検討

エコサイクルマイレージのメンバーである広瀬祥啓さんが、高知市の「自転車のマナーアップに関する標語」募集に応募し、10点のうち2点が優秀賞に選ばれたそうです。

「自転車DO!」のサイトにも、自転車利用者のマナー向上をめざして行動すべきである、という意見が多数寄せられています。その中には、ルールやマナーを知らない自転車利用者もいるから、明確に理解できる形で示すことはできないか、という提案もあります。

そこで、広瀬さんの作品の活用を皮切りに、標語、メッセージ、ルールなどをシール化するなどして、全国の自転車利用者に配ったらどうか(どこかと提携してもよい)、事務局で可能性を検討してみたいと思います。

広瀬さんの作品は以下の通りです。

自転車マナー 模範示そう 大人から  
 自転車も しっかりかぶろう ヘルメット  
 自転車も 飲んだら乗らない お父さん (優秀賞)  
 爽やかに 人も自転車も いいマナー  
 決められた 場所に停めます 駐輪場  
 自転車で 交わす挨拶 気をつけて  
 危ないよ 無灯火 傘さし 携帯電話  
 自転車も マナーモードで 走ろうよ  
 暗い道 心のライトも 点けようよ  
 雨の日は 傘を差さずに 雨合羽 (優秀賞)



みなさんも標語なり、マナー向上のアイデアなり、思いつくままに、サイトに書き込んでください。一緒に行動しましょう。

「自転車運転免許証」、高校生や高齢者にも広がる

東京・荒川区で始まった小・中学生を対象とする「自転車運転免許証」の発行が各地で実施されるようになった。これは交通事故全体に占める自転車関連事故の比率が東京都内で最も多かった同区が、自転車に関するルール、マナーを身につけてもらおうと取り組んだ試みである。

同区内ではすでに2000人以上に発行されているが、自転車による事故も減少。これに刺激されて、全国各地で同様の「免許証」が発行されるようになったが、最近では小・中学生だけでなく、高校生(青森)や高齢者(埼玉県)対象の「免許証」も登場している。

一方、大阪府池田市では、今年5月から来年3月まで「自転車マナーアップ」運動を展開している。同時に6月には従来の放置自転車対策を主眼とした条例を改正、安全利用を加味した新条例を制定した。同市では毎月19日(奇数ナンバー)と20日(偶数ナンバー)を「クルマに乗らない日」として定め、この2日間、無料で自転車を貸し出している。

(イラスト あらき)



## 国交省 06年度から走行空間確保事業 メッセージを送り続けよう

国土交通省は10月24日に開かれた超党派の自転車活用推進議員連盟(小杉隆会長)総会で、2006年度の新規自転車施策方針を説明した。その柱のひとつは、路肩などの空間を自転車の走行空間にするという方針で、カラー舗装を施したり、縁石を設置することで独立した自転車レーンを確保する事業を展開することにしている。

また、これまで路上の駐輪施設(道路占用)の整備は道路管理者に限られていたが、06年度からは道路管理者以外でも整備できるようにするという。つまり、国道、都道府県道でも、市区町村が路上駐輪施設を整備することが可能になる。このほか、既存の道路や堤防などを活用したサイクリングロードのネットワーク構築も、メニューに組み込まれている。

国交省では、1999年の道路審議会の「日常的な都市交通手段としての自転車利用への転換を促進すべし」という答申を受け、01年7月に道路構造令を改正、自転車交通量が多い幹線道路では歩道と分離した自転車道の設置を義務づけた。しかし、これは新設ないし増改築道路に限定されるため、既設の道路での対応が急がれていた。

来年度からの施策では既存道路に自転車走行空間を確保することをめざすわけで、ようやく緒につくことになる。ただ、路上に現実に存在している違法駐車のコルマ、荷捌きのクルマを抜きにして展開できる事業ではない。「自転車D0!」の発想と重なる部分もある走行空間の確保に関する国交省の施策を加速させるために、さまざまな角度からメッセージを送り続けたい。

### マカ不思議?!

#### 京都市内 自転車みち事情

京都市内の中心街では、自転車はどのようにみなされているのだろうか。基本的には自転車には乗れない。車道は早朝、深夜だけ走行可能だが、歩道は終日、押すだけ。

つまり、一日のうち大半は自転車の存在が認められていないのである。1997年に「京都議定書」が締結された(2005年2月発効)ゆかりの地で、自転車が泣いている――。



自転車利用者は  
夜行性? 早起き人間?



四条通り、河原町通りの一部では歩道は一日中自転車走行禁止(これ自体は原則的には正しい措置とも言える)だから押して歩くのが正解

自転車が走れるのは車道しかないが、午前8時から午後9時までは自転車通行禁止。つまり夜9時以降、翌朝8時の間しか走れない



## 自歩道、自歩専用道は自転車走行空間か

### 自転車道・専用道はわずか1,600km

国交省の資料によると、自転車の走行空間は(1)自転車歩行者道(70,536km)(2)自転車歩行者専用道(4,645km)(3)自転車専用道(468km)(4)自転車道(1,199km)——合せて76,847kmあることになっている(2004年時点)。

これは1979年当時と比べ約4.6倍に達するというが、はたして、歩行者と車両が混在する自転車歩行者道や自転車歩行者専用道を、自転車走行空間としてカウントすることができるだろうか。それらを除くと、自転車専用道と自転車道の合計はわずかに1,667kmしかない。ただ、この話に埋没していると、車両としての本来の走行空間である車道への視点が欠落しがちになるので要注意。

今回は議論の材料を提供するのにとどめ、以下、各走行空間の法的根拠を示した。

#### 道路構造令第10条の2 (自転車歩行者道)

自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4m以上、その他の道路にあつては3m以上とするものとする。

(道路構造令第3条 第1種、第2種=高速自動車国道及び自動車専用道路、第3種、第4種=その他の道路)



#### 道路法第48条の7 (自転車歩行者専用道)

2 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。

#### 道路構造令第39条

自転車専用道路の幅員は3m以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4m以上とするものとする。地形の状況その他の特別の事情の理由によりやむを得ない場合においては、2.5mまで縮小することができる。

#### 道路法第48条の7 (自転車専用道)

道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分(当該道路の他の部分と構造的に分離されているものに限る。)について、区間を定めて、もっぱら自転車の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。

#### 道路構造令第39条(同前)

#### 道路構造令第10条 (自転車道)

自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。地形の状況その他の特別の理由によりやむ得ない場合においては、この限りでない。

2 ……自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。

3 自転車道の幅員は、2m以上とするものとする。